

総合体育館整備調査業務委託仕様書

1 業務名

総合体育館整備調査業務

2 目的

苫小牧市総合体育館は、築 50 年以上を経過し、苫小牧市スポーツ施設整備計画に基づき、令和 10 年度までに建替えを予定しているが、社会情勢等を踏まえて、建替え時期の見直しが必要となることから、建替えに向けた調査を実施する。

また、建替えまでに一定期間を要することから、現総合体育館の老朽箇所を調査し、改修内容案を作成する。

3 事業上限額

12,700,000円

(消費税10%相当額を積算した金額を含まない)

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

5 参加資格要件

- (1) 本市の建設工事等競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。また、本市の市税に滞納がないこと。
- (4) 参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により指名停止されていないこと。
- (5) 共同企業体（JV）で参加する場合、上記(1)～(4)の参加資格要件をすべての構成員が満たしていること。また、共同企業体（JV）の結成に係る協定を締結していること。
- (6) 過去5年以内に国、北海道又は地方自治体において、施設の新設又は建替えの検討に係る委託業務実績を有すること。なお、複数の企業で構成する共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか1者が業務実績を有すること。

6 業務内容

本業務は、次に掲げる項目を業務の範囲とし、必要な項目について企画提案を行うこと。

(1) 建替えに関する調査

新総合体育館整備に関して、以下内容を実施する。

- ① 整備エリア（「駅周辺」「緑ヶ丘公園」の2箇所）に関する調査等
例）諸条件の整理や周辺との一体活用などの調査及び比較
- ② 建築規模の検討
例）類似の他市体育館を踏まえ、必要な規模を整理する。
- ③ 概算事業費の積算
- ④ 建替えスケジュール作成

(2) 現施設の改修に関する調査

建替えまでの期間に必要とされる改修内容について、以下の通り検討する。

① 不具合箇所調査

既存資料の確認や現施設の目視調査などを実施する。

※ 耐震診断は、実施済みのため本業務の調査対象外とするが、下記「③ 上記(1)の調査結果を踏まえ、改修（案）を作成し、改修費用を積算」に当たっては、既存の耐震診断結果を元に検討を行うこととする。

（参考）想定する調査箇所一覧

- ア アリーナ床面
- イ 屋根防水
- ウ トイレ
- エ 機械設備などの各種設備全般

- ② 不具合箇所（全て）の改修について費用を積算
- ③ 上記(1)の調査結果を踏まえ、改修（案）を作成し、改修費用を積算
例）A案 最低限必要な改修
B案 推奨される全ての改修
- ④ 上記③で決定した改修（案）の計画作成

(3) 庁内検討会議の実施

下記の会議等の開催に当たり、会議資料の作成や会議への出席・説明などを実施する。

① 庁内検討会議

- 対 象 庁内関連部署
- 実施回数 3回程度

※その他、業務の実施に当たり、必要となる打合せは随時行うこととする。

(4) その他

本業務に関連し、本市が他市事例調査などを行わなければならない場合は、準備に係る資料の作成などを支援する。

また、業務内容(1)及び(2)の他、本業務の目的に効果的である調査業務について提案する。

7 成果品

本業務委託の提出すべき成果品及び部数は、以下のとおりとする。

- | | |
|---|----|
| (1) 総合体育館整備調査業務報告書（A4版、カラー刷） | 5部 |
| (2) 本業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等 | 一式 |
| (3) 上記(1)に関する Microsoft Word、Excel、PDF の電子データ | 一式 |

8 契約について

契約方法及び契約時期等は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 契約方法 | 随意契約 |
| (2) 契約締結時期 | 令和6年9月上旬（予定） |
| (3) 支払い方法 | 完了後一括払い |

9 業務スケジュール

下記、スケジュールに従い、本業務を実施するものとする。

契約締結後～2週間 業務実施計画の作成・承認

契約締結後2週間～ 業務開始

令和6年11月30日 中間報告

令和7年 3月31日 成果品納入

10 成果品の2次利用

成果品に関して生ずる著作権及びコンテンツの2次使用の権利等は本市に帰属させるものとする。

11 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、必ず委託者と協議すること。